

地域密着型サービス指定申請の流れについて

1. 指定基準の確認（事前準備）

●指定の要件（基準）について

指定事業者になるためには、川崎市条例等で定める人員、設備及び運営に関する基準（要件）を満たす必要があります。

【基準の一例】

- 申請者が法人である必要があります（病院、診療所等が行う場合には例外があります。）。
- 法人の定款等の目的に介護保険サービスを行う旨を位置づける必要があります。
指定を受けようとするサービスが正しく定款に位置付けられていないと指定できません。
- 基準に規定されている人員・設備等を確保する必要があります。

●指定基準等の確認方法

指定を受けようとする申請者（事業者）の責任において、「介護保険六法」や「介護報酬の解釈（指定基準編）」等の一般書籍のほか、川崎市基準条例を含む関連法令等により、基準等の内容を入念に確認してください。

【指定要件（基準）の確認にあたって参考となる情報】

・川崎市基準条例及び条例の考え方（川崎市ホームページ）

→人員、設備、運営方法等に係る指定基準を掲載しています。「条例」と「条例の考え方」の2種類がありますので、必ず両方とも確認してください。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-9-0-0-0-0.html>

・介護サービス Q&A（川崎市ホームページ）

→上記の基準条例や介護報酬告示を補足するものです。厚生労働省が作成したものと、本市が作成したものがありますので、必ず全体を確認してください。

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-4-5-0-0-0-0.html>

・介護保険法に基づく各種サービスの定款及び登記事項証明書への記載例（川崎市ホームページ）

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-3-2-10-0-0-0.html>

●注意事項

指定基準や介護報酬告示等については、申請者が、その責務として、自ら確認するものとなります。

上記の資料等を事業者が自ら確認せずに、本市に質問等をされた場合には、対応を致しかねますので、予め御了承ください。

●指定基準等に関する質問がある場合

・上記注意事項のとおり、事業者において基準等を確認した上で、その記載内容に疑義等がある場合に限り、下記のとおり、本市ホームページ「オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）」等により、質問票を本市へ送付してください。

・様々な質問をお受けしているため、本市からの回答までには一定の時間を要することを予めご了承ください。

【介護サービス事業所の運営、給付等に関するお問い合わせ（本市ホームページ）】

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/23-1-11-4-5-0-0-0-0.html>

・電話や来庁による口頭での質問は、原則的に受付・対応できません。

※本市から口頭での回答を行ったとしても、それによって生じる損害等について、本市は一切の責任を負いかねますので、予め御了承ください。

2. 必要書類(内定・申請書類)の作成

- 申請を希望するサービスのホームページ内に「新規事業者指定」の項目がありますので、様式等をダウンロードしてください。(大きく分けて①内定申請、②指定申請の2種類の申請が必要です。)
- 当該ホームページには「必要書類一覧」や「チェックリスト」なども併せて掲載していますので、入念に確認の上、不備がないように必要書類を御準備ください。

【事前の図面確認について】

- 原則として、事前の図面確認は行いません。申請者(事業者)が希望する場合でも対応できかねますので、予めご了承ください。
- 例外として、下記のサービスについては、申請者(事業者)が必要と判断した場合に限り、事前の図面確認を行います。(必須ではありません)
 - 通所介護、地域密着型通所介護、通所リハビリテーション、(看護)小規模多機能型居宅介護
→事業開始予定月の2か月前までに、送信票(※)と図面をメールにて本市へ送付してください。
※各サービスのホームページ内にある「新規事業者指定」に、事前図面送付に関する送信票を掲載しています。
→図面等の送付後、原則として概ね15日程度で、本市から確認結果等について連絡します。
 - 短期入所生活介護
→事業開始予定月の3か月前までに、送信票(※)と図面をメールにて本市へ送付してください。
※各サービスのホームページ内にある「新規事業者指定」に、事前図面送付に関する送信票を掲載しています。
→図面等の送付後、原則として概ね1か月程度で、本市から確認結果等について連絡します。

【メールの送付先】

宛先：川崎市高齢者事業推進課事業者指定係 (40kosui@city.kawasaki.jp)

件名：「新規指定事前図面確認について」

【注意】

- ・図面の内容等に応じ、本市からの確認結果等の連絡が上記よりも遅くなる場合があります。
そのため、必ず余裕をもったスケジュールで事前図面確認の申請を行ってください。
- ・上記「1」に記載のとおり、必ず指定基準等を確認した上で、当該基準等に適合するように図面を作成してください。事業者において指定基準等を十分に確認されていないと本市が判断する場合、指定基準等を改めて確認したうえで図面を再送するよう指示する場合があります。
この場合、既に送付された図面は原則として本市にて破棄いたしますのでご了承ください。
- ・上記「1」に記載のとおり、指定基準等の確認は申請者(事業者)の責務となります。
また、事前の図面確認は、申請者が必要と判断した場合に任意で行うものです。
そのため、本市による回答はあくまでも技術的助言に留まり、申請者が送付した図面の内容を本市として保証するものではありません。また、本市から指摘等が無かった場合であっても、それによって生じる損害等について、本市は一切の責任を負いかねますので、御了承ください。
- ・申請者(事業者)において指定基準等を入念に確認した上で、その解釈に疑義が生じた場合には、図面と共に「質問書(様式自由)」を添付し、事前の図面確認の申請を行ってください。
なお、質問書には、質問内容のほか、関連法令や論点なども必ず明記してください。
質問書の添付があった場合、本市から確認結果等を送付する際に、併せて回答します。

3. 内定申請・指定申請の流れ

【I : 内定申請】

- ①内定申請書類一式を期限までにメールにて送付してください。(必要書類は、上記2のとおり、事前に本市ホームページからダウンロードの上で作成してください。)
原本での提出が必要なもの（登記簿謄本・返信用封筒等）は郵送してください。

【メールの送付先】

宛先：川崎市 高齢者事業推進課 事業者指定係（40kosui@city.kawasaki.jp）
件名：「内定申請書類について」

【郵送先】

宛先：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市 健康福祉局 高齢者事業推進課

- ②内定申請書類について、本市から修正指示等を受けた場合には、「内定申請書類の補正完了期限」までに修正後の書類を送付してください。

※不足書類や修正箇所が多数あるなど、本市が必要と判断する場合には、対面式で内定申請書類の補正指示を行う場合があります。その旨の連絡を市から受けた場合は、別途市が指定する期間内に、市役所まで来庁してください。(本市から連絡したにも関わらず、事業者が来庁されない場合、内定申請を受け付けませんので、御留意ください。)

【II : 指定申請】

- ③指定申請書類一式を期限までに「電子申請届出システム」にて提出してください。
原本での提出が必要なもの（登記事項証明書・返信用封筒等）は、電子申請とは別途、郵送してください。（申請期限当日の消印まで有効）

【電子申請届出システムについて（本市ホームページ）】

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000152577.html>

- ④指定申請書類について、本市から修正指示等を受けた場合には、「指定申請書類の補正完了期限」までに修正後の書類を送付してください。なお、補正完了期限までに必要な書類が整わないなど、申請を受理できない場合には、翌月以降に改めて申請する必要があります。

- 各手続きの期限は下記のとおりですので、期限までに必要な手続きを行ってください。
なお、各期限は厳守となりますので、期限後に申請や補正等を受付することはできません。そのため、スケジュールに余裕をもって各種申請等を行ってください。

指定予定日	I : 内定申請		II : 指定申請	
	①内定申請書類の提出期限	②内定申請書類の補正完了期限	③指定申請書類の提出期限	④指定申請書類の補正完了期限
2026/4/1	2026/1/25	2026/2/5	2026/2/25	2026/3/10
2026/5/1			2026/3/25	2026/4/10
2026/6/1			2026/4/25	2026/5/11
2026/7/1	2026/4/25	2026/5/7	2026/5/25	2026/6/10
2026/8/1			2026/6/25	2026/7/10
2026/9/1			2026/7/25	2026/8/10
2026/10/1	2026/7/25	2026/8/5	2026/8/25	2026/9/10
2026/11/1			2026/9/25	2026/10/9
2026/12/1			2026/10/25	2026/11/10
2027/1/1	2026/10/25	2026/11/5	2026/11/25	2026/12/10
2027/2/1			2026/12/25	2027/1/8
2027/3/1			2027/1/25	2027/2/10
2027/4/1	2027/1/25	2027/2/5	2027/2/25	2027/3/10
2027/5/1			2027/3/25	2027/4/9
2027/6/1			2027/4/25	2027/5/10

4. 指定に向けた各種手続き

- 審査手数料を納付するための納入通知書を本市から送付しますので、期日までにお支払いください。
(詳細は、下記⑤を御覧ください。)
- 上記③「⑥補正完了期限」までに受理した指定申請書類について、2次審査や必要に応じて現地調査を行います。
※川崎市条例で定める人員、設備及び運営に関する基準等を満たしていることを確認する必要がありますので、指定申請までに建築・改修を終え、関係法令（建築基準法、消防法等）に基づく確認を行ったのち、人員の確保、設備の設置、備品等の配置などを完了する必要があります。
- 本市による審査の結果、指定することに支障が生じないと認められる場合は、翌月1日に指定します。
- 指定する場合、「指定通知書」を指定日の前月末日に本市から発送します。
なお、郵送事情等により「指定通知書」が事業所に届いていない場合でも、指定自体は有効です。
- 「介護情報サービスかながわ」の「介護事業所検索」から事業所の検索が可能となるほか、本市公報において、指定事業所名、所在地、サービスの種類等が登載されます。

5. 審査手数料

川崎市では、介護サービス事業者の新規指定（許可）及び指定（許可）の更新の申請に対する審査について、地方自治法第227条に基づき、応益負担の観点から、手数料を徴収しています。

（1）審査手数料

事業の種類	新規指定 1サービスにつき	指定更新 1サービスにつき
指定地域密着型サービス (定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護)	20,000円	10,000円
(認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、 認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、 地域密着型通所介護)	30,000円	10,000円
(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)	45,000円	25,000円
地域密着型介護予防サービス (介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型 居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護)	15,000円	10,000円
介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防訪問サービス)	10,000円	10,000円
(介護予防通所サービス)	15,000円	10,000円

- (注) 1 みなし指定などについては、手数料納付の必要はありません。
- 2 変更届・加算届などについては、手数料納付の必要はありません。
(介護老人保健施設、介護医療院を除く)
- 3 介護老人保健施設、介護医療院の一部の変更許可に係る手数料は33,000円です。
- 4 ユニット型介護老人福祉施設に併設する従来型介護老人福祉施設について、併せて新規又は更新申請をする場合、手数料を免除します。

（2）納付方法

●申請時に郵送で本市に提出いただいた返信用封筒にて納入通知書をお送りします。
届き次第、納付期限までに金融機関でお支払いください。

●この手数料は、申請を審査するための手数料であるため、審査の結果、新規指定や指定更新等ができない場合でも、本手数料は返還しません。

（3）手数料の納付例

○認知症対応型共同生活介護と小規模多機能型居宅介護併設の例		
	新規指定	更新申請
認知症対応型共同生活介護	30,000 円	10,000 円
介護予防認知症対応型共同生活介護	15,000 円	10,000 円
小規模多機能型居宅介護	30,000 円	10,000 円
介護予防小規模多機能型居宅介護	15,000 円	10,000 円
	計 90,000 円	計 40,000 円

6. その他

- 地域密着型サービスの指定を受けた場合、原則的に利用者は本市の被保険者に限定されます。
- 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を利用するためには、利用開始日において、本市に住民登録してから3か月以上経過していることが必要となります。
※「川崎市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の市町村の同意に係る手続等に関する要綱」別表1備考にて規定しています。
- 本人や事業主が作成する場合を除き、社会保険労務士ではない者が、介護保険法に基づく各種申請等に関する書類作成や届出を他人の求めに応じて報酬を得て業として行うことは、法律で禁じられています。
(法令で特別な定めがある場合を除きます。)